



選挙のめいすいくん

## 7月21日(日)執行予定

# 参議院議員通常選挙及び兵庫県知事選挙 事務アルバイト募集

「期日前投票」及び「投票日当日」の選挙事務アルバイトを募集します。  
なお、選挙執行日に変更があった場合は、申込者の方に適宜確認を取らせていただきます。

| 募集内容 |  |
|------|--|
| 業務内容 | 期日前投票の受付および選挙事務補助  |
| 日時   | 7月5日(金)～20日(土)のうち下記の時間帯<br>①8:30～13:00 ②13:00～16:15 ③16:15～20:00<br>※時間帯が連続する場合については1時間の休憩あり |
| 勤務場所 | 役場新館1階ロビー  |
| 応募資格 | 18歳以上65歳以下で選挙に関心がある人   |
| 募集人員 | 若干名  |
| 賃金   | 時給 810円  |



| 募集内容 |  |
|------|--|
| 業務内容 | 投票日当日の受付および投票用紙の交付事務など                     |
| 日時   | 7月21日(日)<br>6:45～20:30(実働12時間45分 ※1時間休憩あり) |
| 勤務場所 | 町内各投票所                                     |
| 応募資格 | 18歳以上65歳以下で選挙に関心がある人                       |
| 募集人員 | 42人  |
| 賃金   | 日給 13,000円                                 |



| 申込方法 |   |
|------|---|
| 必要書類 | 臨時職員登録申込書(選挙事務用) ※総務課に備え付けのもの、もしくはホームページに掲載しているもの<br>※希望するアルバイト内容に「○」を記載してください。<br>(記載がない場合は、「希望なし」と判断します。)<br>※期日前投票のアルバイトを希望する方は、日時の欄も忘れないよう記載してください。 |
| 申込場所 | 〒675-1115 加古郡稲美町国岡1丁目1番地 稲美町選挙管理委員会(郵送可)  |
| 申込期限 | 6月20日(木)  |
| 採用結果 | (期日前投票選挙事務)<br>申込終了後、お電話で再度日時の確認をとらせていただきます。不採用の場合には、文書でお知らせします。<br>(投票日当日選挙事務)<br>採用または不採用にかかわらず文書でお知らせします。  |
| 問合せ先 | 稲美町選挙管理委員会事務局(総務課人事係) ☎492-1212(内線233・234)  |



## 議会の傍聴をお待ちしています

町議会では、住みよいまちづくりをめざし、予算や条例の審議をはじめ、行政に対する一般質問を行っています。

各日先着27人まで傍聴できます。



### 定例会日程(予定)

| とき            | 予定されている主な内容    |
|---------------|----------------|
| 6月7日(金)9:30～  | 議案の提案理由の説明     |
| 6月19日(水)9:30～ | 一般質問           |
| 6月20日(木)9:30～ | 一般質問           |
| 6月24日(月)9:30～ | 議案に対する質疑・討論・表決 |

▶問合せ先 議会事務局 ☎492-9147

## 臨時職員登録募集

臨時職員の登録を希望する人は、総務課人事係に申し込んでください。

- 募集職種 一般事務補助
- 採用時期 登録された人の中から各課業務の必要に応じて採用します。
- 仕事の内容 各課業務の一般的な事務補助(パソコンでの入力作業など)
- 必要書類 臨時職員登録申込書(総務課に備え付けのもの、もしくはホームページに掲載しているもの)
- 受付場所 総務課(役場本館2階)
- 受付時間 随時 平日8:30～17:15
- 問合せ先 総務課人事係 ☎492-9131



## 6月の相談

### 教育相談

- 【いなみっ子悩み相談】
- ▶とき 月～金曜日 8:30～17:15
- ▶担当 教育課指導主事
- ▶内容 いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など
- ▶方法 電話、面談  
教育課 ☎492-9149

### 青少年の教育相談

- ▶とき 月～金曜日 9:00～16:30
- ▶ところ 安全安心まちづくり室(役場本館2階)
- ▶内容 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など)高校生も相談できます。
- ▶方法 面談、電話 ☎0120-96-9695

### 障がい者なんでも相談

- ▶とき 身体に関する相談 月曜日 10:00～12:00  
こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00  
療育に関する相談 金曜日 10:00～12:00
- ▶対象 ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人②障害者の家族または介護者等③障害や福祉について相談を希望する人
- ▶内容 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)
- ▶予約 健康福祉課高齢障害係 ☎492-9167

### 母子家庭等相談

- ▶とき 6月19日(水)10:00～16:00
- ▶ところ 地域福祉課児童福祉係
- ▶相談員 兵庫県母子自立支援員
- ▶内容 離婚に関する相談にも応じます(前日までに要予約)。
- ▶問合せ先 地域福祉課児童福祉係 ☎492-9136

### 高齢者総合相談

- ▶とき 月～金曜日(8:30～17:15)
- ▶ところ 地域包括支援センター(役場新館1階)
- ▶問合せ先 健康福祉課地域包括支援センター ☎492-9150

### 認知症相談

- ▶内容 認知症にかかわる相談
- ▶ところ・とき  
・在宅介護支援センター稲美苑 平日9:00～17:00 ☎492-7602  
・ひなたんぼ小規模多機能ホーム 平日8:30～17:15 ☎492-8668

### 法律相談

- ▶とき 6月27日(木)13:30～
- ▶ところ コミュニティセンター
- ▶内容 弁護士による法律全般
- ▶申込 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません。(相談時間は1人20分)
- ▶問合せ先 企画課 ☎492-9130

### 行政相談

- ▶とき 6月27日(木)13:30～15:00
- ▶ところ コミュニティセンター
- ▶内容 国・県・町などへの苦情や意見・要望など
- ▶方法 面談。直接会場へ
- ▶問合せ先 企画課 ☎492-9130

### 消費生活相談員による相談

- ▶とき 月曜日(休みのときは火曜日)、金曜日(9:30～12:00、13:00～16:00)
- ▶内容 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談
- ▶方法 面談：危機管理課 電話：☎492-9151
- ▶問合せ先 危機管理課 ☎492-9168

### 人権相談

- ▶とき 6月3日(月)13:30～15:30
- ▶ところ 総合福祉会館
- ▶内容 人権擁護委員による相談(相談日の前日までに要予約)
- ▶申込・問合せ先 西部隣保館 ☎492-3119

### 神戸地方法務局加古川支局人権相談

- ▶とき 月～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00は除く)
- ▶ところ 神戸地方法務局加古川支局人権相談室 ☎0570-003-110

### 心配ごと相談

- ▶とき・ところ  
第1木曜日 総合福祉会館  
第3木曜日 母里福祉会館  
第4木曜日 障害者ふれあいセンター  
それぞれ13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)  
相談員は司法書士、社協職員の他、民生委員・児童委員など。
- ▶第2木曜日は弁護士による相談  
障害者ふれあいセンター 13:30～15:30(要予約、先着4人まで)
- ▶申込 稲美町社会福祉協議会 ☎492-8668

### 介護相談

- ▶とき 月～金曜日 9:00～17:00
- ▶方法 電話、面談、訪問(要予約)
- ▶申込・問合せ先 稲美町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所こぶし ☎492-8779

### 税理士による無料税務相談

- ▶とき 6月4日、11日、18日、25日  
いずれも火曜日  
受付 13:15～16:00
- ▶ところ 加古川税理士会館
- ▶問合せ先 近畿税理士会加古川支部 ☎421-1144

### 兵庫県弁護士会による高齢者・障害者の権利擁護なんでも110番

- ▶とき 6月18日(火)13:00～16:00
- ▶内容 弁護士・社会福祉士などによる無料相談
- ▶方法 電話またはFAX ☎078-362-0074 FAX 078-362-0084

## 「広報いなみ」広告掲載企業等を募集します

広告内容等は、「稲美町有料広告掲載に関する要綱」にあてはまるものとさせていただきます。

- 広告スペース 広告欄のスペースは、1枠につきタテ48ミリ ヨコ175ミリ
- 広告枠数 月6枠まで(応募多数の場合は抽選となります)
- 色 モノクロ
- 掲載料 10,000円/1枠(複数回掲載の場合は割引可)
- 発行部数 11,500部
- 申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添付して掲載希望月の2カ月前の各月10日までに、稲美町商工会へお申し込みください。

### 取り扱いできない主な内容

- 法令等の規定に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- 町の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 町の信用または品位を害するおそれのあるもの
- 政治活動または宗教活動に係るもの
- 個人、法人または団体の意見広告及び名刺広告に係るもの
- 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に係るもの
- 人権侵害や差別を助長するおそれのあるもの
- その他掲載する広告として適当でないもの

問合せ先 企画課情報係 ☎492-9130

